

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂 竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21

〒861-2102 TEL (096) 214-7101

FAX (096) 214-7102

ヒント

逆三角形

電気配線や給排水といった設備資材の製造を手がける岐阜県の未来工業は、トップダウン方式ではなく、現場で働く人が上にある逆三角形の会社です。創業以来、黒字を続けながら、原則残業禁止、「ホウ(報告)、レン(連絡)、ソウ(相談)」の禁止、年間休日140日以上と「日本一ホワイトな企業」です。未来工業は「常に考える」を理念に掲げる。他社と比べ、価格ではなく商品のオリジナリティーで差別化する。アイデアを生むにはあらゆることを常に考える。「ホウ、レン、ソウ」の禁止も、目的地は提示するが、たどり着く過程は任せるので、自分で考えてもらう、という意味です。(杉原創紀氏、「あの人の仕事論」KADOKAWA)

ヒント

税務

ミニガイド

7月から、電子納税証明書について、従来のXMLファイルに加え、PDFファイルによる発行ができるようになりました。パソコンからe-Tax(Web版)にログインして、「納税証明書の交付請求書(電子交付用)」から、PDFデータを選択して、送信することで申請ができます。



霧が峰(長野)

天野主税/オアシス

青色事業専従者給与の特例

□同一生計親族への給与

個人と生計を一にしている配偶者その他の親族がその個人の営む事業に従事している場合、これらの人に給与を支払ったとしても、その給与は原則として必要経費にはなりません。

ただし、青色申告者の場合の青色事業専従者給与の特例、白色申告者の場合の事業専従者控除の特例がありますので、ここでは青色事業専従者給与の特例について、確認していきます。

□青色事業専従者の要件

青色事業専従者とは、次のすべての要件を満たす人をいいます。

- ① 青色申告者と生計を一にする配偶者その他の親族であること
- ② その年の12月31日現在で年齢が15歳以上であること
- ③ その年を通じて6月を超える期間（一定の場合には事業に従事することができる期間の2分の1を超える期間）、その青色申告者の営む事業に専ら従事していること

□専ら従事

次の者については、青色申告者の営む事業に専ら従事していることとはされません。

- ① 高校生、大学生、専修学校や各種学校の学生、生徒である者（夜間部の学生、生徒で昼間の事業に従事する者等を除く）
- ② 他に職業を有する者（その職業に従事する時間が短いなどその事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者は除く）
- ③ 老衰その他心身の障害により事業に従事する能力が著しく阻害されている者

□青色事業専従者給与の特例の要件

青色事業専従者給与として認められる要件は、次のとおりです。

- ① 青色事業専従者に支払われた給与であること
- ② 所轄税務署長に「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出していること



○世界中で夜景の美しいのは、世界三大夜景の一つ香港が挙げられますが、日本では函館が有名です。香港の夜景はビクトリアピークから見ますが、函館は細く突き出た半島の函館山（臥牛山）から眺めます。全く絵葉書と同じです。函館市が制定した「夜景の日」は8月13日です。夜景のヤが8月。夜景のケイがKで、トランプのキングの数字13というわけです。



- ③ 届出書に記載されている方法により、記載されている金額の範囲内で支払われたものであること
- ④ 青色事業専従者給与の額は、労務の対価として相当であると認められる金額であること

□届出書の提出期限

届出書は、青色事業専従者給与額を経費算入しようとする年の3月15日（その年の1月16日以後、新たに事業を開始した場合や新たに専従者がいることとなった場合には、その日から2か月以内）までに提出する必要があります。

□届出書の記載事項

届出書には、青色事業専従者の氏名、職務の内容、給与の金額、支給期などを記載することになります。

なお、届出の内容を変更（青色事業専従者が増える場合、給与を増額する場合など）するためには、「青色事業専従者給与に関する変更届出書」を遅滞なく提出することが必要です。

□人的控除の不適用

青色事業専従者として給与の支払を受ける人は、控除対象配偶者や扶養親族にはなれませんので、配偶者（特別）控除、扶養控除の対象にはなりません。

個別指定による期限延長手続 —取扱いの変更—

従来より新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告・納付ができない者については、申請により個別指定による期限延長が認められていました。

1.令和3年4月15日まで 新型コロナウイルスの影響により、個別指定による期限延長を申請する場合は、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」などと記載する等の簡易な方法が認められていました。

2.令和3年4月16日以降 期限までに申告・納付等を行うことができないやむを得ない理由を具体的に確認する観点から「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出するように変更されました。法人税や相続税も同様です。

3.国税庁HP 国税庁のHPには本年の4月6日に更新された次の二つのFAQがあります。

①「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」

②「令和2年分確定申告における感染症対策に関するFAQ」

そこで、一つめのFAQの間1-4と問1-5について、掘り下げてみたいと思います。

問1-4 (Q)個別指定による延長後の申告・納付期限はいつになりますか。 **(A)**税務署長が提出された申請書に基づき、個々の状況を確認したうえで、申告・納付期限を指定します。なお、申告書等と同時に申請書を提出した場合にはその提出日が申告・納付期限となります。

問1-5 (Q)申告所得税等以外の税目について、個別指定による期限延長の適用を受けることはできませんか。 **(A)**他の税目も適用できます。ただし、やむを得ない理由を具体的に個々の状況を記載する欄があります。国税庁HPの「個別指定による期限延長手続の具体的な方法」に法人税・地方法人税・法人の消費税・源泉所得税・相続税の記載があります。

ナマの税務相談室

Q 先日友人の父（被相続人甲）が死亡されたため友人（相続人乙）が相続申告のために甲の財産を調査している中で他県に180平米の宅地が有ることが判りました。

現地を確認するために訪れたところ、驚いたことに全く知らぬ他人がそこに建物を建築し住んでいて、念のために法務局で調べたところ丙なる人物が20年以上前から住んでいることが判明し驚愕いたしました。

建物の建築時期は不明ですが、いずれにしても取得時効期限を過ぎています。昨年までは甲の名義かつ所有者でしたが丙に時効を援用された時点で甲は当該土地を失うことになります。

なお、土地の固定資産税は被相続人甲が納付しておりましたが、同建物の固定資産税は不法占有者丙が納付していると思われま。

ところで教えて頂きたいのですが、相続時点では不法占有者丙が時効を援用していないため、

土地にトラブルのある 相続事案

相続人乙らはいったん当該不動産を相続財産として申告する必要があると思いますが、丙に時効を援用された場合、相続財産が過大で

あったとして更正の請求は認められるのでしょうか。相続財産として自用地評価となるのでしょうか。

A 他県にある土地については丙が甲から何らかの理由で取得したものを確認する必要があります。不法に占拠されているものと判断することは早計と考えます。不法占拠していることが判明している場合は丙が時効を主張するまでは甲の所有ですので、相続税の課税価格に算入し、その後丙の主張が裁判で確定した場合は更生の請求をすることになるものと考えます。

不法占拠の場合は土地の評価は使用貸借によって利用していたと考えられ、その土地の価額は自用地としての価額で評価することになります。

確定申告義務がある 還付申告の制度廃止

源 泉徴収税額、予納税額の還付を受けるための申告書の提出可能日は「翌年2月16日」からではなく、「翌年1月1日」からです。これは、法律での明文規定です。他方、確定申告書での所得税の合計額の欄の金額がその下欄の配当控除の額を超える時の第3期（その年の翌年2月16日から3月15日）での申告書提出義務も法律での明文規定です。

後 者の申告義務規定には、配当控除を超える所得税が記載されても、それらよりも下の欄に色んな税額控除や、源泉税、予定納税の記載欄があるので、結果として還付申告となる場合を含む規定です。

前 者の還付申告と後者の結果的還付申告が重複し合

わない関係とすると、前者の還付申告の方が範囲が広いので、後者の還付申告を排除したものが前者の還付申告という事になります。今年の税制改正で、この部分についての改正があり、後者の結果的還付申告の規定が消滅し、前者の還付申告の規定だけになりました。この改正は、令和4年1月1日以後に提出期限が到来する所得税の確定申告について適用となります。

財 産債務調書については、所得税の確定申告書の提出義務がある者の中の特定者に限定して提出義務を課していましたが、今年の改正で、還付申告者には確定申告の提出義務がなくなってしまったため、所得税の還付申告書の

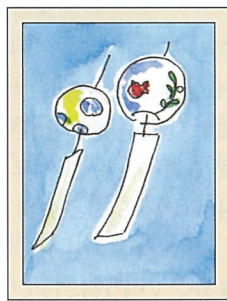
提出ができる者の中の特定者にも提出義務を拡張しています。これで、本改正による影響が排除されました。

も ともと、財産債務調書の提出に関する規定は、所得税法等ではなく、国外送金等調書法の中の規定なので、その改正は国外送金等調書法の改正として行われています。

な お、個人住民税の賦課決定は、制度的に個人の確定申告に依存しているので、提出義務のなくなった申告書の提出があった場合においては、その提出の日の翌日から起算して2年を経過する日まで行うことができるよう、改正がなされています。

ま た、この改正により、還付申告をしなかった場合での還付金等の5年での消滅時効の規定にも影響が出ます。時効起算日が3月16日ではなく1月1日に変わるので、時効が2ヶ月半早くなります。

「風鈴の鳴らねば淋し鳴れば憂し 水竹居」
 * 8月。風鈴の陰に大きな月がかかって見える、これは風流。名月十五夜の翌夜は十六夜、次の夜は月の出が遅くなるので立って待つ立待月、また次の夜はもつと遅くなるので立って待たない、座して待つ居待月。金属製の風鈴は、その音色によって鈴虫、松虫などと呼ばれる。これ又、風流。立秋7日、処暑23日。



準備しておこう。
 チャンスはいつか訪れるものだ。
 (エイブラハム・リンカーン)
 *
 【訂正】7月号4ページの記事中、パートやアルバイトとありますが、雇用保険該当者であればパートやアルバイトも加筆訂正いたします。
 *

8月の税務メモ

| (国 税) | | (地方税) |
|------------------------|-----|-------------------|
| ○7月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く) | 10日 | ○7月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| ○6月決算法人の確定申告 | 31日 | ○6月決算法人の確定申告 |
| ○12月決算法人の中間(予定)申告 | 〃 | ○12月決算法人の中間(予定)申告 |
| ○個人事業者の消費税中間申告 | 〃 | ○個人事業税の第1期分納付 |
| | 〃 | ○個人住民税の普通徴収第2期分納付 |
| | 〃 | ○個人事業者の地方消費税中間申告 |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。